

# 林野庁工事成績評定要領

平成10年3月31日10林野管第31号

林野庁長官より各営林（支）局長あて

[最終改正] 令和2年12月25日付け2林政政第487号

## 第1 目的

この要領は、林野庁の地方支分部局（森林管理局の森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所を含む。）及び施設等機関における請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施し、この結果を競争参加者選定事務取扱要領（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通知）第5条に規定する資格審査に活用することにより、契約の適正な履行及び公共工事の品質確保の促進を図ることを目的とする。

## 第2 評定の対象

評定は、1件の請負金額が500万円を超える工事について行うものとする。

ただし、森林管理局及び施設等機関の長（以下「森林管理局長等」という。）が評定を行う必要がないと認めたものにあっては、この限りでない。

## 第3 評定者

工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 1 当該工事を発注する森林管理局及び施設等機関の工事を担当する主管課長（以下「主管課長」という。）
- 2 森林管理署、支署、森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所（以下「森林管理署等」という。）において、当該工事を担当する担当課長等（森林管理署、支署及び森林管理事務所においては、当該工事を担当するグループを総括する者、治山センター及び総合治山事業所においては当該工事を担当する担当技術専門官をいう。以下同じ。）
- 3 会計法第29条の11第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、監督又は検査を命ぜられた職員（以下、監督を命ぜられた職員にあっては「監督職員」、検査を命ぜられた職員にあっては「検査職員」という。）

## 第4 評定の方法及び時期

- 1 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。
- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一の工事の評定者となる監督職員及び検査職員がそれぞれ2人以上の場合はそれらの者が協議の上、評定を行うものとする。
- 3 監督職員は「施工プロセス」のチェックリスト（様式3①から③まで）及び監督職員の考查項目表（様式4①から⑥まで。以下「項目表」という。）、検査職員は項目表（様式5①から⑯まで）及び主管課長、担当課長等は項目表（様式6①から④

まで）に基づき評定を行い、その評定の結果を工事成績採点表及び工事成績採点表（内訳表）（様式2①及び②まで。以下「採点表等」という。）を参考に項目別評定点（様式1）に取りまとめ、工事成績評定表（別記様式第1号。以下「評定表」という。）を作成するものとする。なお、建築工事の出来ばえ評定については、工事成績評定基準（様式9）に基づき行うものとする。

- 4 主管課長、担当課長等及び監督職員である評定者は工事の完成のときに、検査職員である評定者は工事の検査実施のときに、それぞれ評定を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、森林管理局長等が別に定めるものとする。
- 5 受注者は、高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況等（様式8①から②まで）を提出することができることとし、提出があった場合は監督職員、グループを総括する者が合議をもってその評価を行い、工事の評定に当たって適切に反映することとする。
- 6 第7で規定する評定の修正は、引き渡し後、契約不適合責任の存続保期間中に、事故等により契約不適合部分が判明した場合に行うものとする。

## 第5 評定表の提出等

- 1 第3第1項及び第3項の評定者（第3項の評定者にあっては森林管理局長等が発注した工事に係る監督職員及び検査職員に限る。）は森林管理局長等に、第3第2項及び第3項の評定者（第3項の評定者にあっては森林管理署等の長（以下「森林管理署長等」という。）が発注した工事に係る監督職員及び検査職員に限る。）は森林管理署長等に、遅滞なく評定表を提出するものとする。
- 2 森林管理署長等は、前項の規定により受理した評定表について、四半期ごとに工事成績一覧表（別記様式第2号）に取りまとめ、遅滞なく森林管理局長等に報告するものとする。

## 第6 評定結果の通知

森林管理局長等及び森林管理署長等は、第5第1項の規定により評定者から評定表の提出があったときは、当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（別記様式第3号）により、評定の結果を遅滞なく、通知するものとする。

## 第7 評定の修正

森林管理局長等及び森林管理署長等は、第6の規定により評定の結果を通知した後、評定を修正したときは、当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書により、その結果を遅滞なく、通知するものとする。

## 第8 評定内容の説明等

- 1 第6又は第7による通知を受けた当該工事の受注者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により当該通知を行った森林管理局長等又は森林管理署長等に対して、評定の

内容について説明を求めることができる。

- 2 森林管理局長等及び森林管理署長等は、前項の規定により評定内容について説明を求められた場合は、当該説明請求に係る書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。
- 3 森林管理局長等及び森林管理署長等は、前項の回答を行う場合には、第10又は第11に規定する工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 4 第1項及び第2項の事項については、第6又は第7の通知において明らかにするものとする。
- 5 森林管理局長等及び森林管理署長等は、説明を請求できる期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、その請求を却下することができるものとする。

## 第9 苦情申立て

- 1 森林管理局長等及び森林管理署長等から回答を受けた受注者は、第8第2項の回答に不服がある場合は、回答を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により当該森林管理局長等又は森林管理署長等に対して、苦情を申し立てることができる。
- 2 森林管理局長等及び森林管理署長等は、前項による苦情の申立てがあったときは、速やかに「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経課長通知。以下「監視委員会通知」という。）により設置される入札等監視委員会に審議を依頼するものとする。なお、当該入札等監視委員会の審議に係る具体的な手続、苦情申立申請書の様式等については、監視委員会通知によるものとする。
- 3 森林管理局長等及び森林管理署長等は、申立者に対し、入札等監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札等監視委員会からの審議の結果を踏まえた上で、入札等監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、次によりその結果を回答するものとする。
  - (1) 苦情申立てが認められなかった場合には、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を回答する。
  - (2) 申立てが認められた場合には、苦情申立てが認められた旨及びこれに伴い森林管理局長等又は森林管理署長等が講じようとする措置の概要を明らかにして回答する。
- 4 前三項の事項については、第8第2項の回答において明らかにするものとする。
- 5 森林管理局長等及び森林管理署長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

## 第10 森林管理局等工事成績評定評価委員会

森林管理局長等が意見を求める森林管理局等工事成績評定評価委員会の構成は、別表1に掲げるとおりとし、委員長が主宰する。

## 第11 森林管理署等工事成績評定評価委員会

森林管理署長等が意見を求める森林管理署等工事成績評定評価委員会の構成は、別表2に掲げるとおりとし、委員長が主宰する。

### 附則

この改正は、平成11年3月1日から施行する。

### 附則

この改正は、平成17年10月1日から施行する。

### 附則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

### 附則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

### 附則

この改正は、平成28年1月1日から施行する。

### 附則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

### 附則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

### 附則

この改正は、令和3年1月1日から施行する。

別表1 森林管理局等工事成績評定評価委員会

森林管理局の工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構成員
建設工事部会 (土木工事等)	支出負担行為担当官が契約する 土木工事等の工事	委員長 当該事業担当部長 委員 治山課長 森林整備課長 当該工事評定者(上記官職の者 が評定者となっている場合は、 評定者として出席する。)
建築工事部会 (庁舎・宿舎建 築工事等)	支出負担行為担当官が契約する 工事のうち上記以外の工事	委員長 総務企画部長 委員 総務課長 経理課長 当該工事評定者(上記官職の者 が評定者となっている場合は、 評定者として出席する。)

森林技術総合研修所の工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構成員
建設工事部会 (庁舎, 宿舎建 築工事等)	分任支出負担行為担当官が契約 する建築工事等の工事	委員長 総務課長 委員 技術研修課長、経営研修課長 当該工事評定者 (上記官職の 者が評定者となっている場合 は、評定者として出席する。)

別表2

1 森林管理事務所工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構成員

工事部会	分任支出負担行為担当官が契約する工事等	委 員 長 調整官 委 員 総括事務管理官 総括森林整備官 治山グループが設置されている場合は、総括治山技術官当該工事評定者（上記官職の者が、評定者となっている場合は、評定者として出席する。）
------	---------------------	---

## 2 森林管理署工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構成員
工事部会	分任支出負担行為担当官が契約する工事等	委 員 長 次長 委 員 総括事務管理官 総括森林整備官 治山グループが設置されている場合は、総括治山技術官当該工事評定者（上記官職の者が、評定者となっている場合は、評定者として出席する。）

## 3 支署工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構成員
工事部会	分任支出負担行為担当官が契約する工事等	委 員 長 支署長 委 員 総括事務管理官 総括森林整備官 治山グループが設置されている場合は、総括治山技術官当該工事評定者（上記官職の者が、評定者となっている場合は、評定者として出席する。）

#### 4 治山センター工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構成員
工事部会	分任支出負担行為担当官が契約する工事等	委 員 長 所長 委 員 技術専門官 当該工事評定者（上記官職の者が、評定者となっている場合は、評定者として出席する。）

#### 5 総合治山事業所工事成績評定評価委員会

部会名	工事の種類	構成員
工事部会	分任支出負担行為担当官が契約する工事等	委 員 長 所長 委 員 当該工事評定者（上記官職の者が、評定者となっている場合は、評定者として出席する。）

## 様式 1

## 項目別評定点

工事名 :

評価項目		細目	評定点／満点	
1.	施工体制	I. 施工体制一般	2.6 / 3.2	点
		II. 配置技術者	2.6 / 3.8	点
2.	施工状況	I. 施工管理	9.1 / 11.7	点
		II. 工程管理	6.9 / 9.3	点
		III. 安全対策	6.9 / 10.7	点
		IV. 対外関係	3.0 / 3.4	点
3.	出来形及び出来ばえ	I. 出来形	9.1 / 13.9	点
		II. 品質	9.1 / 15.9	点
		III. 出来ばえ	6.5 / 7.5	点
4.	高度技術 (加点のみ)	高度技術	2.6 / 7.4	点
5.	創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	2.6 / 5.8	点
6.	社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	4.4 / 6.4	点
7.	法令遵守 (減点のみ)		0.0	点
8.	総合評価技術提案の不履行 (減点のみ)		0.0	点
	評定点合計		65 / 100	点

## 様式2①

## 工事成績採点表

森林管理署等名 年 月 日 作成

工事名 受注者名	考査項目	工期					監督職員					契約金額(最終)					
		年 月 日 ~					主管課長・担当課長等					年 月 日 完成年月日					
項目	細目	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I 施工体制一般	1.5	0	△ 5.0	△ 10.0												
	II 配置技術者	3.0	1.5	0	△ 5.0	△ 10.0											
2. 施工状況	I 施工管理	1.5	0	△ 5.0	△ 10.0												
	II 工程管理	1.0	0.5	0	△ 5.0	△ 10.0	10.0	5.0	0	△ 7.5	△ 15.0						
3. 出来形	III 安全対策	2.0	1.0	0	△ 5.0	△ 10.0	15.0	7.5	0	△ 7.5	△ 15.0						
	IV 対外関係	2.0	1.0	0	△ 2.5	△ 5.0											
4. 高度技術	I 出来形	2.0	1.0	0	△ 2.5	△ 5.0											
	II 品質	2.0	1.0	0	△ 2.5	△ 5.0											
5. 創意工夫	III 出来ばえ	2.0	1.0	0	△ 2.5	△ 5.0											
	I 高度技術力※2	(12~0)	0														
6. 社会性等	I 創意工夫※2	(8~0)	0														
	II 地域への貢献度等※3																
7. 評定点合計	加減点合計 (1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6)																
	評定点 (65±加減点合計) ※1	①															
8. 法令遵守等※6	7. 評定点合計	点	点	点	点	点	②										
	8. 法令遵守等※6	(①)															
9. 総合評価技術提案の不履行※7	8. 法令遵守等	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点						
	9. 総合評価技術提案の不履行※7	(7. 評定点合計)															
10. 評定点合計※8	10. 評定点合計	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点						
	10. 評定点合計※8	(7. 評定点合計)															
所見※4		(監督職員)										(主管課長・担当課長等)					
所見※4		(監督職員)										(検査職員)					

※1 1～3の評定(±加減点合計) + 4, 5, 6の評定(加点合計) + 65点 = 評定点 (65±加減点合計)

各評定点(①～③)は少數第1位まで記入する。

※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし加点評価のみとする。

評価にあたっては、監督職員、主管課長、担当課長等の合議をもつて行うものとする。

※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

所見は特筆すべきことがあった場合には記載するものとする。

各考査項目ごとの採点は、検査職員に先立ち、監督職員、主管課長、担当課長等が記入する。

※4 法令遵守の評価は主管課長・担当課長等が行う。

※5 総合評価技術提案の不履行は、主管課長・担当課長等が行う。

※6 評定点合計は、四捨五入により正数とする。

※7 評定点合計は、四捨五入により正数とする。

## 様式2 ②

工事成績採点表（内訳表）

項目	細目	①監督職員		②主管課長・担当課長等		③検査職員	細目別評定点
		0.0	×0.4+2.6=2.6点	0.0	×0.4+2.6=2.6点		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	0.0	×0.4+2.6=2.6点				2.6 3.2点
	II. 配置技術者	0.0	×0.4+2.6=2.6点				2.6 3.8点
2. 施工状況	I. 施工管理	0.0	×0.4+2.6=2.6点	0.0	×0.4+6.5=6.5点	9.1 11.7点	
	II. 工程管理	0.0	×0.4+2.6=2.6点	0.0	×0.2+4.3=4.3点	6.9 9.3点	
III. 安全対策	I. 安全対策	0.0	×0.4+2.6=2.6点	0.0	×0.2+4.3=4.3点	6.9 10.7点	
	IV. 対外関係	0.0	×0.4+2.6=2.6点			2.6 3.4点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	0.0	×0.4+2.6=2.6点	0.0	×0.4+6.5=6.5点	9.1 13.9点	
	II. 品質	0.0	×0.4+2.6=2.6点	0.0	×0.4+6.5=6.5点	9.1 15.9点	
III. 出来映え				0.0	×0.4+6.5=6.5点	6.5 8.5点	
4. 高度技術	I. 高度技術力	0.0	×0.4+2.6=2.6点			2.6 7.4点	
5. 創意工夫	II. 創意工夫	0.0	×0.4+2.6=2.6点			2.6 5.8点	
6. 社会性等	III. 地域への貢献度			0.0	×0.2+4.4=4.4点	4.4 6.4点	
7. 法令遵守等				0.0	×1.0=0点	0.0 点	
8. 総合評価技術提案の不履行				0.0	×1.0=0点	0.0 点	
						65.0 100点	評定点合計

# 「施工プロセス」のチェックリスト

## 1. 工事名 \_\_\_\_\_

2. 工期 年 月 日 ~ 年 月 日

3. 受注者 \_\_\_\_\_

森林管理署

監督職員名 \_\_\_\_\_

- ① 「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員が確認する。  
 ② チェック欄では、事務所内での書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がOKであれば□欄にレマークを、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況を記入する。  
 ③用語の定義 契約後：当初契約後 変更後：工期内に行う契約変更後

考 查 項 目	種 別	確 認 項 目	チエックリスト一覧表 (チェックの時期の目安)				備 考
			着手前	施工中	完成時	(指示事項及びその是正状況など)	
I	I	○工程表	・契約締結の14日以内に、工程表が提出された。(約款第3条) (契約後、変更後)	□	□	□	—
施工 体制 一般	○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後の10日以内に登録機関に申請した。 (請負金額500万円以上が対象工事) (契約後、登録技術者変更時、完成時)	—	□	□	—	□ 変更時の技術者は主任、監理技術者のみ 現場代理人や上記外の技術者変更是申請不要 林道：仕様書第110条 治山：仕様書第120条
○建設業退職金共済制度等	○建設業退職金共済制度	・建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度の掛金取納書を工事着手時に確認した。 ・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に提示している。 ・「労災保険関係成立」の標識が公衆の見やすい場所に提示している。 (労災法施行規則第49条)	□	—	—	—	— 公共工事の入札及び契約の適正化を図るため の措置に関する指針 第2-4(4)ハ
○請負代金内訳書	○施工体制台帳	・建設業退職金共済証紙又は林業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 ・契約締結後14日以内に、所定の様式で提出した。 (約款第3条 甲が工事の内容に照らし必要あると認める時)	□	—	—	—	—
○施工体系図	○下請者	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、施工体制変更時)	—	□	□	—	林道：仕様書第107条 治山：仕様書第123条
○施工体制台帳	○施工体制台帳	・施工体制台帳に下請契約書(写し)及び再下請け通知書を添付している。 ・施工体制台帳に、下請金額を記入している。	—	□	□	—	—
○施工体系図	○緊急連絡網	・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に加入又は適用除外であることを記載している。 ・施工体制台帳の「施工時の当初、施行体制変更時」(施工時の当初、施行体制変更時)	—	□	□	—	※「発注者と国土交通省等が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」(平成27年6月15日付け経理課長通知)に基づく確認 林道：仕様書第107条 治山：仕様書第123条
○下請者の把握	○建設業許可標識	・施工体系図の記載内容と現場が一致している。 ・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者者が本人である。 ・下請者が工事指名参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。 ・異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に掲示している。 ・「建設業許可票」の標識を、公衆の見やすい場所に設置している。 (建設業法第40条)	—	□	□	—	林道：仕様書第106条 治山：仕様書第124条

樣式 3 ②

## 「施工プロセス」のチェックリスト

様式3③

「施工プロセス」のチェックリスト

2 施工状況	I 施工管理	○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示（資料を示し説明）した。 ・再生資源利用計画書及び再生資源職員に提出した。	—	<input type="checkbox"/>	—	林道：仕様書第125条 治山：仕様書第109条					
		○指定建設機械の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械）を使用している。 ・工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	—	林道：仕様書第125条 治山：仕様書第109条 森林整備保全事業の工事費の算算に係る排出ガス対策型建設機械の取扱いについて						
II 工程管理	○安全管理	・現場設計内容の変更への対応が適切で、また地元調整を積極的に行い、円滑な事業進捗を行った。 ・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。	—	<input type="checkbox"/>	—	施工管理基準（治山、林道）						
		・安全教育・訓練を半日／月以上実施し、記録がある。 (施工時適宜)	—	<input type="checkbox"/>	—	林道：仕様書第122条 治山：仕様書第104条						
III 案全対策	○安全管理	・安全パトロール、作業前安全ミーティング(KYT)等を実施し、記録がある。 (施工時または検査時)	—	<input type="checkbox"/>	—	□						
		・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される) (施工時または検査時)	—	<input type="checkbox"/>	—	□						
○安全活動	○安全管理	・使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録がある。	—	<input type="checkbox"/>	—	□						
		・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録（機械の作業計画書）等がある。	—	<input type="checkbox"/>	—	□						
○安全活動	○安全管理	・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。	—	<input type="checkbox"/>	—	□						
		・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。	—	<input type="checkbox"/>	—	□						
○安全活動	○安全管理	・工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。	—	<input type="checkbox"/>	—	□						
		・土石流の到達するおそれのある工事現場において、雨量計等の点検整備及び緊急時における避難等を想定した訓練を実施している。 (施工時適宜)	—	<input type="checkbox"/>	—	□						
○安全活動	○安全管理	・新規入場者教育を実施し、記録がある。	—	<input type="checkbox"/>	—	□						
		・過積載防止に取り組んでいる記録がある (施工時適宜)	—	<input type="checkbox"/>	—	□						
○安全活動	○安全管理	・各種安全パトロールでの指導事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には是正報告した記録がある。	—	<input type="checkbox"/>	—	□						
		・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。	—	<input type="checkbox"/>	—	□						
○関係機関等	○安全管理	・地元住民や地権者との施工上必要な交渉を適切に行い、記録がある。	—	<input type="checkbox"/>	—	林道：仕様書第118条 治山：仕様書第127条						
		・地元住民等からの苦情等に対して的確に対応し、記録がある。	—	<input type="checkbox"/>	—	林道：仕様書第118条 治山：仕様書第127条 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注業者と相互に協力を行つていい記録がある。						

# 監督職員の検査項目表

[記入方法] 該当する項目の□に○×マークを記入する。(※施工プロ)とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。

考査項目		細目					(監督職員)			
1.施工体制	I 施工体制一般	a	b	c	d	e	施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
		「評価対象項目」					□ 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系系図もしくは施工計画書で確認できる。(※施工プロ)			
		□ 施工体制台帳・施工体系系図が登録申請(請負金額500万円以上)は、監督職員の確認を受けた上で実績統計後10日以内に行われている。(※施工プロ)					□ 「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ)			
		□ 「建設業許可票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ)					□ 建退共掛金回収証書を工事完成時に確認した。(※施工プロ)			
		□ 異常時、緊急時の対応・情報伝達・相談等が確立され現場の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ)					□ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。			
		その他 ( )								
		評価値が80%以上……………b 評価値が60%以上～80%未満……………c 評価値が60%未満……………d					※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする			
		評価方法					① 当該「評価対象項目」のうち評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率で評価する。 ③ 評価するもの ○ 評価できないもの × ④ 評価値(%) =評価数／対象評価項目数= ○／(○+×) 以下同様省略			
		評価対象項目					□ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。			
		□ 現場代理人として常駐し、工事全体会社担当ができている。(※施工プロ)					□ 専門技術者が配置されていない。 □ 1項目でも該当あれば……d 2項目該当………e			
		□ 現場代理人として監督職員との連絡調整を書面で行っている。(※施工プロ)					□ 施工等に先立ち、創意工夫または提案をして現場に常駐し、技術的判断にすぐれ、良好な施工に努めた。(※施工プロ)			
		□ 現場代理人人は、乙が委任した事項について適切に処理をしている。(約款第10条)					□ 施工等に先立ち、創意工夫または提案をして現場に反映して工事を行っている。			
		□ 作業主任者を置任せし配置している。(※施工プロ)					□ 計画図書、設計図書、指針等を良く理解し、現場との相違があつた場合は適切に対応している。			
		□ 主任技術者又は、監理技術者として現場に常駐し、技術的判断にすぐれ、良好な施工に努めた。(※施工プロ)					□ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。			
		□ 施工等に先立ち、創意工夫または提案をして現場に常駐し、技術的判断にすぐれ、良好な施工に努めた。(※施工プロ)					その他 ( )			
		評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上～90%未満……………b 評価値が60%以上～80%未満……………c 評価値が60%未満……………d					※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする			

# 監督職員の検査項目表

		(監督職員)				
検査項目	細目	a	b 施工管理が適切である	c 他の事項に該当しない、 施工管理がやや不備である	d 施工管理がやや不備である	e 施工管理が不備である
2.施工状況	I.施工管理					
	【評価対象項目】					
	総款第18条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	施工計画書と現場施工方法が一致している。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	施工計画書の内容が設計図書と現場条件を反映したものになっている。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	工程に支障の無いよう工事材料の使用及び現場条件を十分なされている。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了している。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	日常の出来形管理が適切的確に行われている。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	日常の品質管理が適時的確に行われている。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	現場内の整理整頓が日常的なされている。	<input type="checkbox"/>				
	工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	(該当項目数：請負金額2千万円未満3以上、1億円未満4以上、3億円未満6以上、3億円以上9以上)					
	(イ)イメージアップが率計上あるいは積み上げ計上の場合はこれらの項目以上の数で判定する。 )					
	立会確認の手続きが事前になされている。	<input type="checkbox"/>				
	工事記録写真等が適時的確に整理されている。	<input type="checkbox"/>				
	建設機械等及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	工事全体で、専用機械・車両等で振舞音・排出ガス対策装置を使用している。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	段階確認、立会いの申請が適切な時期に行われている。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	施工プロセスチェック」で指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。	<input type="checkbox"/>				
	その他 ( )					
	評価値が80%以上……………b					
	評価値が60%以上～80%未満……………c					
	評価値が60%未満……………d					
	※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする					
	II.工程管理	a	b 工程管理がほぼ適切である	c 他の事項に該当しない、 工程管理がやや不備である	d 工程管理がやや不備である	e 工程管理が不備である
	【評価対象項目】					
	工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	工程表の内容が検討され充実している。	<input type="checkbox"/>				
	現場設計内容の変更への対応が積極的で処理が適切で、また地元調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行った。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	休日または夜間に作業を行った場合、事前に連絡した。(※施工プロ)	<input type="checkbox"/>				
	時間制限、片側交番通行等の各種制約があるにもかかわらず、工期前に完成した。	<input type="checkbox"/>				
	「施工プロセスチェック」で指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。	<input type="checkbox"/>				
	その他 ( )					
	評価値が90%以上……………a					
	評価値が80%以上～90%未満……………b					
	評価値が60%以上～80%未満……………c					
	評価値が60%未満……………d					
	※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする					

# 監督職員の検査項目表

(監督職員)						
検査項目	細目	a 安全対策を適切に行つた	b 安全対策を行つた	c 他の事項に該当しない、 安全対策がやや不備であった	d 安全対策がやや不備であった	e 安全対策が不備であった
2.施工状況	III 安全対策	<p>[評価対象項目]</p> <p>□ 安全教育・訓練等を半日/月以上適時的確実に実施し記録が整備されている。(※施工プロ)            □ 安全マートロール、安全ミーティング(KY)等を実施し記録が整備されている。(※施工プロ)            □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。(※施工プロ)            □ 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、活動記録が整備されている。(※施工プロ)            □ 各種安全バトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に正報告している。(※施工プロ)            □ 安全管理の監視の措置を行つて、労働災害の発生を回避した。            □ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ管理されている。(※施工プロ)            □ 過剰防護工事に取り組んでいる。(※施工プロ)            □ 重機操作に際して、説導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。(※施工プロ)            □ 山留め、仮縫切等について、設置後の点検及び管理が実施されている。(※施工プロ)            □ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理が実施されている。(※施工プロ)            □ 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ)            □ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。            □ その他 ( )         </p> <p>評価値が90%以上……………a            評価値が80%以上～90%未満……b            評価値が60%～80%未満…………c            評価値が60%未満……………d</p> <p>*評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>	<p><input type="checkbox"/> 臨機の措置が不適切、または監督職員の指示に従わなかつたため、労働災害が発生した。</p> <p>上記該当であれば……………e</p> <p><input type="checkbox"/> 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督職員から文書による指示を行つた。</p> <p>上記該当であれば……………d</p>			
	IV.对外関係	<p>a 对外関係が適切であった</p> <p>b 对外関係がほぼ適切であった</p> <p>c 他の事項に該当しない、 对外関係がやや不備であった</p> <p>d 对外関係がやや不備であった</p> <p>e 对外関係が不備であった</p>				
		<p>□ 工事施工にあたり関係官庁等の関係機関との折衝及び調整を行つた。(※施工プロ)            □ 工事施工にあたり地元住民や地権者との施工上必要な交渉を行つた。(※施工プロ)            □ 地区住民等からの苦情等に対して的確に対応し、良好な对外関係であった。(※施工プロ)            □ 第3者からの苦情がなかった。            □ 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注業者と相互に協力を行つた。(※施工プロ)            □ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施された。            □ その他 ( )         </p> <p>評価値が90%以上……………a            評価値が80%以上～90%未満……b            評価値が60%以上～80%未満……c            評価値が60%未満……………d</p> <p>*評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>	<p><input type="checkbox"/> 関連工事との調整に関して、登注者の指示に従わなかつたため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。</p> <p>上記該当であれば……………e</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者の対応が悪くトラブルがあつた。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係法令に違反する恐れがあつたため、監督職員から文書により指示を行つた。</p> <p>上記該当であれば……………d</p>			

# 監督職員の検査項目表

(監督職員)

検査項目	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	• 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内であり下記全て該当する。	• 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内であり下記全て該当する。	• 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	• 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せざり、規格値を超えるものがある。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せざり、規格値を超えるものがある。
1 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形測定において不可視部分が写真での確に判断できる。 <input type="checkbox"/> 出来高管理基準で必要とされる管理項目を管理している。	<input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 上記項目に該当があれば……d  ① 出来形の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の①延長、②高さ、③幅員、④勾配である。 ③ 出来形管理とは、「施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。	<input type="checkbox"/> 上記に該当があれば……e  上記に該当があれば……e	約款第1.8条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。
II.品質	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しが少ない。 ※ばらつきの判断は別図参照	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足するがばらついている ※ばらつきの判断は別図参照	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せざり、品質を満足せざり品質が劣る。	E

【記入方法】該当する技術力キーワード項目の□にレマークを、事例項目□に記入する。

調査項目	細目	技術力キーワード
4 高度技術 技術	I 高度技術 キーワード評価	<p>■施工規模の大さへの対応</p> <p>□1. 対象構造物の高さ、延長、施工(野)面積、施工深度などの規範</p> <p>□2. その他( )</p> <p>■構造物固有の難しさへの対応</p> <p>□3. 対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やシルエット等を含む)</p> <p>□4. 要設構造物の補強、撤去など特殊な工事</p> <p>□5. その他( )</p> <p>■技術固有の難しさへの対応</p> <p>□6. 工種及び工法の特殊性</p> <p>□7. 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用</p> <p>□8. 各種調査等の対象工事(歩掛調査、挙動調査等の対象工事)</p> <p>□9. その他( )</p> <p>■厳しい自然条件等への対応</p> <p>□10. 特殊な土壤・土質の影響(軟弱地盤・火山地帯等)</p> <p>□11. 地下水の発生、地下水の露鑿(地盤掘削時)</p> <p>□12. 急峻な地盤条件(生下等及び工事用作業スペースの制約)</p> <p>□13. 雨・雪・風・気温・波浪等の影響</p> <p>□14. 資材運搬路等に制限を受けた工事(ケーブルクレーン、モノレール等)</p> <p>□15. 少少な動物に対する配慮等</p> <p>□16. 山林防火工箇用工事</p> <p>□17. その他( )</p> <p>■厳しい社会条件等への対応</p> <p>□18. 地中埋設物等の中間内の作業管轄物</p> <p>□19. 工事の影響で配慮すべき既存営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物</p> <p>□20. 周辺住民等に対する配慮(騒音・振動等)</p> <p>□21. 周辺環境に対する配慮(水質汚濁等)</p> <p>□22. 景観等に対する配慮</p> <p>□23. 廃棄物処理等に対する配慮</p> <p>□24. 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業</p> <p>□25. 工事区域周辺航行船舶への配慮</p> <p>□26. その他( )</p> <p>■施工現場での対応</p> <p>□27. 災害等での機械の処置</p> <p>□28. 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等</p> <p>□29. その他( )</p> <p>■その他</p> <p>□30. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項( )</p>
	記述評価	【○マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】
		【その他】評価点： 評価点は1項目2点とするが、加点の最高は+1.2点とする。
		【高度技術のキーワードの詳細】

※1.高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、得意な技術力を要する必要があつた技術を評価するものである。なお、評価は「5. 創意工夫」との二重評価はしない。

※2. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、担当課長代理等との合意をもつて行う。

※3.高度技術は「実用新案・特許クリアス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが、本項目では「5.創意工夫」で評価しなかつたものを対象とする。

※4.【高度技術のキーワードの詳細】欄は、特に詳細に記述すべき内容の時に記載するものとする。

## 様式4⑥

## 監督職員の考え方項目表

〔記入方法〕創意工夫キーワードの該当する項目、□にレマークを記入する。

(監督職員)

調査項目	細目	1. 創意工夫コード・質表 (創意工夫が多く見られるリスト)	(監督職員)	
創意工夫 【軽微なもの】	I 創意工夫 キーワード評価	<p>1. 創意工夫</p> <p>2. その他 ( )</p> <p>施工関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 3. 施工に伴う器具、工具、装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫</li> <li>□ 4. コンクリート二次製品の利用等代替材の運用と工夫</li> <li>□ 5. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫</li> <li>□ 6. 部材機材等の運搬、吊り方式等を含む施工方法等の工夫</li> <li>□ 7. 設備工事で、加工、組み立て等の工夫又は、電気工事等の配線、配管等での工夫</li> <li>□ 8. 給排水、衛生設備工事等の配管、ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫</li> <li>□ 9. 照明、視界確保等の工夫</li> <li>□ 10. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫</li> <li>□ 11. 運搬車両・施工機械等の工夫</li> <li>□ 12. 支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫</li> <li>□ 13. 施工管理及び品質向上等の工夫</li> <li>□ 14. 自然環境への影響軽減の工夫</li> <li>□ 15. その他 ( )</li> </ul> <p>品質関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 16. 集計・ソフト等の活用と工夫</li> <li>□ 17. 土工関係、設備関係、電気関係の工夫</li> <li>□ 18. コンクリートの打設関係の工夫 (材料、打設、養生、出来形、品質等)</li> <li>□ 19. 鉄筋、PC ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫</li> <li>□ 20. 配筋、溶接作業等に關係する工夫</li> <li>□ 21. その他 ( )</li> </ul> <p>安全衛生関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 22. 安全仮設備等の工夫 (落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</li> <li>□ 23. 安全教育、技術向上講習会、安全バトロール、安全帯使用等に関する工夫</li> <li>□ 24. 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫</li> <li>□ 25. 有毒ガス・可燃ガスの處理及粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</li> <li>□ 26. 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策、及び一般交通確保のための工夫</li> <li>□ 27. 作業環境が激しい現場での環境改善等の工夫</li> <li>□ 28. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</li> <li>□ 29. その他 ( )</li> </ul> <p>施工管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 30. 盛土の継ぎ、場所打ち杭や鉄成杭の施工高さ等の施工に關係する工夫</li> <li>□ 31. 施工計畫書及び写真管理等の工夫</li> <li>□ 32. 出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図等の工夫</li> <li>□ 33. C A D 、施工管理ソフト、土工管理システム等の活用</li> <li>□ 34. その他 ( )</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 35. 仮設工等において木材の利用を図るための工夫</li> <li>□ 36. その他 ( )</li> </ul>	<p>【創意工夫の詳細】</p> <p>記述評価 (○マークを付したキーワード項目について評価内容を記述)</p> <p>評点: _____ 点 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 1項目 1点とし、加点の最高は + 8 点とする。</p>	

※1. 創意工夫においては「5. 高度な技術力」の調査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特質すべき便益があれば加点・抽出記載する。

※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても创意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立てるため本調査項目でも再評価がある。

※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当にあるが非常に役立つ堅微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では堅微なものを評価する。

※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、担当課長代理等との合意をもって行う。

※5. 4. 高度技術との二重評価はしない。

※6. 【創意工夫の詳細】欄は、特に詳細に記述すべき内容の時に記載するものとする。

# 検査職員の検査項目表

[記入方法] 該当する項目の□に○×マークを記入する。

(検査職員)										
検査項目	細別									
2.施工状況	I.施工管理									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">a 施工管理が優れている</td> <td style="width: 33.33%;">b 施工管理がやや優れている</td> <td style="width: 33.33%;">c 他の事項に該当しない場合</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">d 施工管理がやや不備である</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">e 施工管理が不備である</td> </tr> </table>	a 施工管理が優れている	b 施工管理がやや優れている	c 他の事項に該当しない場合	d 施工管理がやや不備である			e 施工管理が不備である		
a 施工管理が優れている	b 施工管理がやや優れている	c 他の事項に該当しない場合								
d 施工管理がやや不備である										
e 施工管理が不備である										
<p><b>〔評価対象項目〕</b></p> <p>□ 約款第18条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。      □ 施工計画書と現場の施工方法が一致している。      □ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。      □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。      □ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。      □ 立会確認の手続きが事前になされている。      □ 工事記録の整備が適時、的確になされている。      □ リサイクルへの取り組みが適切になされている。      □ 計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出している。      □ 工事記録写真等の整理及び確認がなされ、管理されている。      □ 社内の管理基準等が作成され管理している。      □ その他（       　　）</p>										
<p>□ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。</p> <p>□ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。</p> <p style="text-align: right;">上記1項目該当事項があれば………d 2項目以上該当すれば………e</p>										
<p><b>評価方法</b></p> <p>評価値が90%以上……………a      評価値が80%以上～90%未満……………b      評価値が60%以上～80%未満……………c      評価値が60%未満……………d</p> <p>※ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評定とする。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち評価対象外の項目は削除する。      ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率で評価する。      ③ 評価するもの ○      ④ 評価値 (%) = 評価数 / 対象評価項目数 = ○ / (○+×)      以下同様省略</p>										

## 検査職員の検査項目表

(検査職員)

検査項目	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内で、下記の「評定対象項目」3項目以上が該当する。</li> </ul> <p>〔評定対象項目〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 自社の管理基準を設定し管理している。</li> <li><input type="checkbox"/> 写真撮影要領項目、時期、頻度を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 写真編纂に創意工夫が見られる。</li> </ul> <p>その他（</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出来型の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。</li> <li>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物①延長、②高さ、③幅員、④勾配とする。</li> <li>③ 出来形管理とは、「工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内で、下記の「評定対象項目」のうち2項目以上が該当する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えた。</li> </ul>
出来形		<input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。		<input type="checkbox"/> 納款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。	

# 検査職員の検査項目表

(検査職員)

検査項目	工種	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ	コンクリート 構造物工事	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 【開通基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。	・品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及び bに該当しない。	・品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を超えるものがある。	・品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を超えるものがある。	・品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず、品質が劣る。
II. 品質		<p>〔評価対象項目〕</p> <p>□ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りを行つておらず、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。(JIS A-5308以外の生コンを使用する場合)</p> <p>□ 施工条件及び気象条件に適した通航時間、打設時間、打設時刻の投入高さ、パイレーツによる繩固、養生方法等、</p> <p>□ 適切に行っている。(寒中及び暑中ワーカー等を含む)</p> <p>□ 型枠、支保工の取り外し時期が適正に管理されている。</p> <p>□ 鉄筋の規格がミシットで確認できる。</p> <p>□ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>□ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。</p> <p>□ ハーネサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。</p>	<p>□ 監督職員が文書で改善指示を行つた。</p> <p>□ 進行又は有害なクラックがあるが無処理であった。</p>	<p>□ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行つた。</p>		上記該当あれば……e
		<p>※ 品質の評定は、主たる工作物(金額ベースで最も金額が多いもの)とする。</p> <p>※ 評価結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。</p> <p>※ ばらつきが少なく、評価値が80%以上……………a</p> <p>※ ばらつきが少なく、評価値が60%以上～80%未満……………b</p> <p>※ ばらつきが少なく、評価値が60%未満……………c</p>	<p>□ ばらつきが少なくて、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対する有識者等の意見に基づく処置を行つている。</p>	<p>□ 上記該当あれば……d</p>		上記該当あれば……d
土工事 (切土、 盛土、 築堤等 工事)		<p>〔評価対象項目〕</p> <p>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 【開通基準、工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。</p>	<p>・品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及び bに該当しない。</p>	<p>・品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。</p>	<p>□ 監督職員が文書で改善指示を行つた。</p>	<p>□ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行つた。</p>
		<p>□ 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施している。</p> <p>□ 段切り等が施工前に適切に行われている。</p> <p>□ 置き換えのための掘削を行つてあり、掘削面以下を乱さないように施工している。</p> <p>□ 締固めを適切な条件で施工している。</p> <p>□ 筋ぎ又は種子吹付等を適切に行つてている。</p> <p>□ 構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行つてている。</p> <p>□ CBR試験等を行つていてる。</p> <p>□ 法面に有害なクラックや損傷がない。</p>	<p>□ 上記該当あれば……d</p>		<p>□ 上記該当あれば……e</p>	

## 表 目 項 檢 査 の の 員 職 檢 査 考 収 項

員) 職 檢 查

# 検査職員の検査項目表

(検査職員)

3.出来形 及び 出来ばえ	工種 銅製構造物 工事	a 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ないと定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。	b 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	c 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を超えるものがある。	d 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	e 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
			<b>【評価対象項目】</b> □ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、カラープ・空気量等が確認できる。 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時の、イフレーターの機種、養生方法等、適切に行っている。(集中及び層中ワーカー等を含む) □ 型枠、支保工の取り外し時期が適正に管理されている。 □ 地山との取り合せが適切に行われている。 □ 鉄筋又は鋼材の規格がシートで確認できる。	<b>【評価対象項目】</b> □ 監督職員が文書で改善指示を行った。 □ 上記該当あれば……d □ 上記該当あれば……e	<b>【評価対象項目】</b> □ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、カラープ・空気量等が確認できる。 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時の、イフレーターの機種、養生方法等、適切に行っている。(集中及び層中ワーカー等を含む) □ 型枠、支保工の取り外し時期が適正に管理されている。 □ 地山との取り合せが適切に行われている。 □ 鉄筋又は鋼材の規格がシートで確認できる。	<b>【評価対象項目】</b> □ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。
<b>II.</b>						
品質						
【鋼製構造物工事に適用】						
地すべり 防止工事	(集水井)					

# 検査職員の検査項目表

(検査職員)

検査項目	工種	a ・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ないと定められた試験書に定められた試験書が実施されている。 ※ ばらつきの判断は別図参照。	b 【開通基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】	c ・品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	d ・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	e ・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
3.出来形及び出来ばえ	地すべり防止工事 (集水ボーリング)	【評価対象項目】 □ 地すべり防止工事 (集水ボーリング) □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ 材料の品質規定証明書が整備されている。 □ 孔口間隔が正確で孔口の接続が丁寧に仕上げてある。 □ 挖進方向、角度及び長さが、図面に示されたとおり実施されていることが確認できる。	【評価対象項目】 □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ 材料の品質規定証明書が整備されている。 □ 孔口間隔が正確で孔口の接続が丁寧に仕上げてある。 □ 挖進方向、角度及び長さが、図面に示されたとおり実施されていることが確認できる。	□ 監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。	上記該当あれば……e 上記該当あれば……d 上記該当あれば……c
II. 品質	(杭工)	【地すべり防止工事 (杭工)】 □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ 材料の品質規定証明書が整備されている。 □ 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 □ 杭の打ち止め管理方法又は、場所打ち杭の施工管理方法が整備され、かつ記録が確認できる。 □ 杭の偏心管理が確認できる。 □ 偏心量が全て管理基準以内で施工されている。 □ 溶接の品質管理に関する接続が、丁寧に施工されていることが確認できる。 □ 杭の継手溶接あるいは接続が、丁寧に施工されていることが確認できる。 □ グラウト及び中詰めコンクリートが、丁寧に施工されていることが確認できる。 □ グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。 □ 杭上の埋戻しが、丁寧に施工されている。	【地すべり防止工事 (アンカーアンカーワーク)】 □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 □ 材料の品質規定証明書が整備されている。 □ 法面整形が丁寧に施工されている。 □ フラス張と地山形状になじんだ施工がなく丁寧に施工されている。 □ アンカー角度が正確に施工されていることが確認できる。 □ 孔内のスライムが十分除去されている。 □ グラウトが十分に施工されていることが確認できる。 □ グラウトの泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。 □ アンカーの定着強度の管理がなされている。	※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。 ※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象事項だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、評価値が80%以上……………a ※ ばらつきが少なく、評価値が60%以上～80%未満……………b ※ ばらつきが少なく、評価値が60%未満……………c		

# 検査職員の検査項目表

様式5⑦

検査項目		工種	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ	舗装工事	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【開通基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。	・品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
<b>II.</b> <b>品質</b>							
【評価対象項目】							
	【路床・路盤工関係】	□ 施工に先立ち、CBR値を測定し、適正な舗装設計の基礎資料収集を行っている。 □ 路床・路盤工のプレローリングを行っている。	□ 監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。			
	【アスファルト舗装関係】	□ 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。 □ (アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く) □ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整然・記録されている。 □ 混合物の温度管理が、直ちに供用する必要のある現場で、交通解放を適切に行っている。 □ 舗装の各層の継ぎ目が仕様書に定められた数値以上上らしている。 □ 目地の処理が仕様書に定められたとおりであることが確認できる。 □ 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。	□ 上記該当あれば……d	□ 上記該当あれば……e			
	【コンクリート舗装関係】	□ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び量測練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。(JIS A 5308以外の生コンを使用する場合) □ コンクリート設置時の必要な供試体を探取し、強度、カラフ・空気量等が確認できる。 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 □ チェア、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。	□ 上記該当あれば……d	□ 上記該当あれば……e			
	品質の評定は、主たる工作物(金額ベースで最も金額が多いもの)とする。 ※ 評価結果の打点数等が少なくばらつきができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※※※※※ ばらつきが少なく、該当項目が5項目以上………a ※※※※※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目以上………b ※※※※※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以下………c						
	【海岸工事】	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 【開通基準、工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。	・品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
	【評価対象項目】	□ 型枠、支保工の取り外しに適切に管理されている。 □ 気象条件に適した運搬、打設、締め固めを行っている。 □ コンクリートブロックの仮置、仮置に際し、コンクリートブロックの強度確認を行っている。 □ 搭石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが確認できる。	□ 監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。	□ 約款第17条第2項及び第3項に基づき破壊検査を行った。	□ 上記該当あれば……d	□ 上記該当あれば……e
	品質の評定は、主たる工作物(金額ベースで最も金額が多いもの)とする。 ※ 評価結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※※※※※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目以上………a ※※※※※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以上………b ※※※※※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目以下………c						

## 表 目 項 檢 査 の の 員 職 檢 査 考 収 項

員) 職 檢 查

検査項目	工種	a	b	c	d	e
3.出来形 及び 出来ばえ	法面工事	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、工事施工管理基準その他の設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。	・品質が試験項目 試験基準 及び規格値を満足し、a及び bに該当しない。	・品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を満足せず、品質が劣る。 ・品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を満足せず、品質が劣る。	・品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を満足せず、品質が劣る。 ・品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を満足せず、品質が劣る。
	【評価対象項目】					
	施工基面が平滑に仕上げられている。					
	土壌試験を実施し、施工に反映している。					
	ネット等の重ね畳が十分に確保されている。					
	吹付け厚さが均等である。					
	吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。					
	【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】					
	□ 施工基面が平滑に仕上げられている。					
	□ 土壌試験を実施し、施工に反映している。					
	□ ネット等の重ね畳が十分に確保されている。					
	□ 吹付け厚さが均等である。					
	□ 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。					
	【コンクリート又はモルタル吹付工関係】					
	□ 金網等の重ね幅が十分に確保されている。					
	□ 吹付け厚さが均等である。					
	□ 跳ね返り材料が適切に処理されている。					
	【現場打放工関係】					
	□ アンカーの施工長さが確認できる。					
	□ 現場養生が適切に行われている。					
	□ 構内に空隙がないことが確認できる。					
	□ 層間にではなく離がないことが確認できる。					
	□ 跳ね返り材料が適切に処理されている。					
	※ 品質の評定は、主たる工作物（金額ベースで最も金額が多いもの）とする。					
	※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象事項だけで評価する。					
	※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目以上………a					
	※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目………b					
	※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目以下………c					

# 検査職員の検査項目表

(検査職員)

検査項目	工種	a ・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 【開通基準、工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。	b ・品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	c ・品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	d ・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがある。	e ・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
3.出来形 及び 出来ばえ	コンクリート橋工 事(RC 及びRC を対象)	<p>〔評価対象項目〕</p> <p>□ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び量測練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。</p> <p>□ コンクリート打設時の必要な供試体を探取し、強度、ラノア・空気量等が確認できる。</p> <p>□ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のひび割れの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中冷却等を含む)</p> <p>□ 型枠、支保工の取り外し時期が適正に管理されている。</p> <p>□ 鉄筋の規格がミシットで確認できる。</p> <p>□ 鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。</p> <p>□ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>□ フルマーを適切に配置し、鉄筋のかみどりを確保している。</p> <p>□ プレビーム軸フレクションが実施されている。</p> <p>□ 緊張及びグラウト管理が適切に実施されている。</p> <p>□ プレストレスリング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。</p> <p>□ 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。</p>	<p>□ 監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>□ 上記該当あれば……d</p>	<p>□ 約款第17条第2項及び第3項に基づき確認検査を行った。</p> <p>□ 上記該当あれば……e</p>		
II. 品 質						

# 検査職員の検査項目表

(検査職員)

検査項目	工種	a 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 【開通基準、工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別図参照。	b 品質が、試験項目 試験基準及び規格値を満足し、a及び bに該当しない。	c 品質が、試験項目 試験基準の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	d 品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	e 品質関係の試験結果が規格値、 試験基準を満足せず、品質が劣る。
3.出来形 及び 出来ばえ	トンネル 工事	<p>□ 計画対象項目</p> <p>□ 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行なわれており、適切なコンクリートの規格 (強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。</p> <p>□ コンクリート打設時の必要な供試体を探取し、強度、カーブ・空気量等が確認できる。</p> <p>□ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時間、打設時の投入高さ等適切に行っている。</p> <p>□ 鉄筋の規格がミルトで確認できる。</p>	<p>□ 監督職員が文書で改善指示を行 った。</p>	<p>□ 約款第17条第2項及び第3項に 基づき破壊検査を行った。</p>		
II. 品 質		<p>□ 鉄網の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>□ コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>□ 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。</p> <p>□ 金網の継ぎ目を15cm(1目)以上重ね合わせていることが確認できる。</p> <p>□ 吹き付けコンクリートは浮き石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。</p> <p>□ 吹き付けコンクリートの打ち継ぎ部の施工で隙間及び湿润状態が確認できる。</p> <p>□ ロックボルト挿入前に清掃がなされている。</p> <p>□ 逆巻きの場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にないことが確認できる。</p> <p>※ 品質の評定は、主たる工作物(金額ベースで最も金額が多いもの)とする。</p> <p>※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象事項だけで評価する。</p> <p>※ ばらつきが少なく、該当項目が80%以上.....a</p> <p>※ ばらつきが少なく、該当項目が60%以上～80%未満.....b</p> <p>※ ばらつきが少なく、該当項目が60%未満.....c</p>	<p>上記該当あれば……d</p>	<p>上記該当あれば……e</p>		

# 検査職員の検査項目表

(検査職員)

考査項目	工種	a	b	c	d	e	
3.出来形 及び 出来ばえ	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しづらつきが少ない、 【関連基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】 ※ 〔ばらつきの判断は別図参照。〕	・品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a 及び bに該当しない。	・品質が、試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を満足せず、品質が劣る。			
II. 品 質	植栽工事	〔評価対象項目〕 □ 樹木等 (山腹用苗木を含む) の選定は、生育が均一で充実したものである。 □ 樹木等 (山腹用苗木を含む) を運搬するときは、乾燥を防ぐ措置が適切になされている。 □ 樹木等 (山腹用苗木を含む) に損傷 (はちくずれ等がなく保護養生 (仮植、根切り、かん水等) が適切になされている。 □ 育苗が直接樹木の根に触れないよう均一に施設されている。 □ 腐料は、直射日光、雨水等にさらされぬように覆いをして保管されている。 □ 植栽時期が適切で、丁寧に植栽されている。 ※ 品質の評定は、主たる工作物 (金額ベースで最も金額が多いもの) とする。 ※ 評験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目以上………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目以下………c	□ 監督職員が文書で改善指示を行 った。 上記該当あれば……d	□ 約款第17条第2項及び第3項に に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば……e			
	防護柵 (ロープ合)	〔評価対象項目〕 ・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しづらつきが少ない。 【関連基準、工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ 〔ばらつきの判断は別図参照。〕	・品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a 及び bに該当しない。	・品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を満足せず、品質が劣る。		
	防護柵 工事	〔評価対象項目〕 □ ホルト類の本体が完了してから締抜き部にコンクリートを充填している。 □ 基礎コンクリートと充填したコンクリートが完全に密着するよう十分突き固め、養生が確認できる。 □ アンカーの施工長が確認できる。 □ 締付け設置にあたっては、設計図書に基づき設置されている。 ※ 品質の評定は、主たる工作物 (金額ベースで最も金額が多いもの) とする。 ※ 評験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以上………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目以下………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が1項目以下………c	□ 監督職員が文書で改善指示を行 った。 上記該当あれば……d	□ 約款第17条第2項及び第3項に に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば……e			
	防護柵 工事	〔評価対象項目〕 ・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しづらつきが少ない。 【関連基準、工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ 〔ばらつきの判断は別図参照。〕	・品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a 及び bに該当しない。	・品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。	・品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがあり、 ばらつきが大きい。		
		〔評価対象項目〕 □ 金剛の網目に変形がなく、重ね幅は30cm以上確保されている。 □ アンカーを所定の位置に打ち込み、十分堅固に仕上げ、アンカーホルトの空隙はモルタル等で固結されている。 □ 紙、横ロープの交差部等は、クリップ、コイル等で固定されている。 □ 扇状箇所で金剛が重なる部分については、縫ロープを等間隔に交わして設置している。 ※ 品質の評定は、主たる工作物 (金額ベースで最も金額が多いもの) とする。 ※ 評験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目だけで評価する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以上………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目以下………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が1項目以下………c	□ 監督職員が文書で改善指示を行 った。 上記該当あれば……d	□ 約款第17条第2項及び第3項に に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば……e			

# 検査職員の検査項目表

(検査職員)

検査項目	工種	a					b					c					d					e				
		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しづらつきが少ない、 【関連基準、工事施工管理基準その他設計図書に定められた試験】					品質が、試験項目、試験基準 及び規格値を満足し、a及び bに該当しない。					品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を超えるものがある。					品質関係の試験結果が規格値、試 験基準を満足せず、品質が劣る。									
3.出来形 及び 出来ばえ	木製構造物 工事	□ 仕様書等に定められている品質等が確認できる。 □ 地山との取り合せが適切に行われている。 □ 構造物の部材の組み立て・仕上げに変形やゆみがない。 □ 部材に地脚材・間接材の使用が図られている。	□ 仕様書等に定められた評価項目に該当する。 ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以上………a ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目………b ※ ばらつきが少なく、該当項目が1項目以下………c	□ 監督職員が文書で改善指示を行 つた。 上記該当あれば……d	□ 約款第17条第2項及び第3項に に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば……e																					
II 品質	その他 工事	□ JISマーク表示認定工場でJIS A5308(デイシスコットレー)に適合するものを用いている。 □ デイシスコットレーの材料試験結果、配合決定に関する確認資料が整備・保管されている。 □ デイシスコットレーの品質を確かめる検査が実施されている。	□ 品質関係の試験結果が実施されている。 ※ ばらつきの判断に参考照。	□ 監督職員が文書で改善指示を行 つた。 上記該当あれば……d	□ 約款第17条第2項及び第3項に に基づき破壊検査を行った。 上記該当あれば……e																					

## 検査職員の検査項目表

(検査職員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ		・仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・他の項目に該当しない、	・仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
コンクリート構造物工事 海岸工事 トンネル工事	(盛土・切土・築堤工事等)	<input type="checkbox"/> コンクリート構造物の肌が良い。(砂ボロ、豆板等がない) <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。(狂い等がない) <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。(面の汚れ等がない) <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		<small>*該当5項目以上……a</small> <small>該当4項目以上……b</small> <small>該当3項目以上……c</small> <small>該当2項目以下……d</small>	
III. 出来 ばえ		<input type="checkbox"/> 仕上げが良い。(凹凸、湾曲等がない) <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 関係構造物との取り合いが適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 規定された勾配が確保されている。 <input type="checkbox"/> 法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 法面勾配の変化部の処理が適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 施工面の木板等の処理が適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 施工面には帶水防止等の処理が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 残土等は適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		<small>*該当10項目以上……a</small> <small>該当7項目以上……b</small> <small>該当4項目以上……c</small> <small>該当3項目以下……d</small>	
プロック積工・護岸・根固 ・水制工事		<input type="checkbox"/> 通りが良い。(狂い等がない) <input type="checkbox"/> 部材のかみ合せがよい、またはクラックがない。 <input type="checkbox"/> 天端、端部の仕上げがよい。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけがよい。		<small>*該当3項目以上……a</small> <small>該当2項目以上……b</small> <small>該当1項目以上……c</small> <small>該当項目なし……d</small>	
鋼橋工事		<input type="checkbox"/> 表面に補修箇所がない。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷、鏽がない。 <input type="checkbox"/> 溶接に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 塗装に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		<small>*該当4項目以上……a</small> <small>該当3項目以上……b</small> <small>該当2項目以上……c</small> <small>該当1項目以下……d</small>	
鋼製構造物工事		<input type="checkbox"/> 地山との取り合いが良い。 <input type="checkbox"/> 天端、端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。		<small>*該当3項目以上……a</small> <small>該当2項目以上……b</small> <small>該当1項目以上……c</small> <small>該当項目なし……d</small>	

# 検査職員の考え方検査項目表

(検査職員)

検査項目	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ	地すべり防止工事	・仕上げがきみ細かく、全体的に美観が良い。	・他の事項に該当しない、	・仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		<input type="checkbox"/> コンクリート構造物の肌が良い。(砂ボロ、豆板等がない) <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> 施設の通りが良い。(排水側溝、フェンス等) <input type="checkbox"/> 法面の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 植生、吹き付け等の状態が均一である。 <input type="checkbox"/> 法面の端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。	<small>※該当 6 項目以上………a 該当 5 項目以上………b 該当 3 項目以上………c 該当 2 項目以下………d</small>		
	舗装工事	<input type="checkbox"/> 舗装の平坦性が良い。 <input type="checkbox"/> 舗装厚が一定で締固め状態が良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけ等が良い。 <input type="checkbox"/> 雨水処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。	<small>※該当 5 項目以上………a 該当 4 項目以上………b 該当 3 項目以上………c 該当 2 項目以下………d</small>		
	法面工事 (緑化工事)	<input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 植生、吹き付け等の状態が均一である。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。	<small>※該当 3 項目以上………a 該当 2 項目以上………b 該当 1 項目以上………c 該当項目なし………d</small>		
III. 出来ばえ	コンクリート橋工事	<input type="checkbox"/> コンクリート構造物の肌が良い。(砂ボロ、豆板等がない) <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> 支承部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> クラックがない。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。	<small>※該当 6 項目以上………a 該当 4 項目以上………b 該当 3 項目以上………c 該当 2 項目以下………d</small>		
	植栽工事	<input type="checkbox"/> 植木の活着状況が良い。 <input type="checkbox"/> 植栽が丁寧に施工されている。 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けが堅固である。 <input type="checkbox"/> 植栽帶の全体的な美観が良い。	<small>※該当 3 項目以上………a 該当 2 項目以上………b 該当 1 項目以上………c 該当項目なし………d</small>		
	防護柵(網)工事	<input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷、錆がない。 <input type="checkbox"/> 既設構造物等とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。	<small>※該当 5 項目以上………a 該当 4 項目以上………b 該当 3 項目以上………c 該当 2 項目以下………d</small>		

# 検査職員の考查項目表

(検査職員)

考查項目	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ	木製構造物工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仕上げがきみ細かく、全体的に美観が良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他の事項に該当しない、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い、</li> </ul>	
III 出来ばえ	上記以外の工事又は合併工事	<input type="checkbox"/> 仕上げが良い。(変形、弯曲等がない) <input type="checkbox"/> 天端、端部、接合部の処理が良い。 <input type="checkbox"/> 地山との取り合いが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。	<small>※該当 3項目以上………a 該当 2項目以上………b 該当 1項目以上………c 該当項目なし………d</small>	<small>※該当 4項目以上………a 該当 3項目以上………b 該当 2項目以上………c 該当 1項目以下………d</small>	<small>※該当工種からの考查事項で考查し、最大考查項目は5項目とする。</small>

# 表 目 次

**【記入方法】**該当する項目の□に○マークを記入する。

(主管課長・担当課長等)

施工状況	Ⅱ. 工程管理	細別	a 工程管理が非常に優れている	b 工程管理がやや優れている	c 他の事項に該当しない場合	d 工程管理がやや不備である	e 工程管理が不備である
2. 施工状況			<input type="checkbox"/> 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で工期内に工事を完成させた。	<input type="checkbox"/> 関接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。	<input type="checkbox"/> 地元調整を積極的に行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。	<input type="checkbox"/> 休日を確保するなど、適切な人員管理と工程管理がなされている。	<input type="checkbox"/> 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
		その他（ ）					
			※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。				
III. 安全対策			<input type="checkbox"/> 安全対策が非常に優れている	<input type="checkbox"/> 安全対策がやや優れている	<input type="checkbox"/> 他の事項に該当しない場合	<input type="checkbox"/> 安全対策がやや不備である	<input type="checkbox"/> 安全対策が不備である
			<input type="checkbox"/> 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められる。	<input type="checkbox"/> 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> 安全衛生管理活動が活発である。	<input type="checkbox"/> 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。
		その他（ ）					
			※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c 評価を行う。				

## 主 管 課 長・担 当 課 長 等 の 考 査 項 目 表

〔記入方法〕該当する項目の□に○マークを記入する。

(主管課長・担当課長等)

考査項目	細別 I.地域への貢献等	a 地域への貢献が非常に優れている	b 地域への貢献がやや優れている	c 他の事項に該当しない場合
6.社会性等	1.森林、河川及び海岸等の環境保全活動を具体的に実施した。 <input type="checkbox"/> 2.国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、希少種等の動・植物への保護等に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 3.現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 4.積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 5.地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等に参加し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 6.災害時に地域への援助・救援活動に参加した。 <input type="checkbox"/> 7.災害時の情報収集や応急復旧等に貢献した。 <input type="checkbox"/> 8.その他 ( )			)

※受注者から提出された実施状況を基にして総合的に判断して、a、b、c評価を行う。

※1.地域への貢献等とは、工事の実施にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

# 主 管 課 長・担 当 課 長 等 の 考 査 項 目 表

[記入方法] 該当する項目の□に○マークを記入する。

(主管課長・担当課長等)

考査項目	該当する項目の□に○マークを記入する。																																																																																			
8.法令遵守等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">□ 1.指名停止3ヶ月以上</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">□ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">□ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">□ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">□ 5.文書注意</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">□ 6.口頭注意</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">□ 7.上記処分以外で、法令遵守等に違反し監督職員の文書による改善指示にも是正されなかつた場合</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">□ 8.工事関係者の事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭注意以上の処分がなかつた場合。 （不問） （注）もしい事故や交通事故は含まない。）</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">□ 本評価項目（6.法令順守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があつた」場合に適用する。 ②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するため従事する者に限定する。</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 2px;">□ 该当項目なし</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: right; padding: 2px;">点数</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">-20点</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: right; padding: 2px;">点</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">-15点</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: right; padding: 2px;">点</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">-13点</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: right; padding: 2px;">点</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">-10点</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: right; padding: 2px;">点</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">-8点</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: right; padding: 2px;">点</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">-5点</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: right; padding: 2px;">点</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">-3点</td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: right; padding: 2px;">点</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">-3点</td> </tr> </table>		□ 1.指名停止3ヶ月以上	□ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	□ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	□ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	□ 5.文書注意	□ 6.口頭注意	□ 7.上記処分以外で、法令遵守等に違反し監督職員の文書による改善指示にも是正されなかつた場合	□ 8.工事関係者の事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭注意以上の処分がなかつた場合。 （不問） （注）もしい事故や交通事故は含まない。）	□ 本評価項目（6.法令順守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があつた」場合に適用する。 ②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するため従事する者に限定する。	□ 该当項目なし	点数								-20点	点								-15点	点								-13点	点								-10点	点								-8点	点								-5点	点								-3点	点								-3点
□ 1.指名停止3ヶ月以上	□ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	□ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	□ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	□ 5.文書注意	□ 6.口頭注意	□ 7.上記処分以外で、法令遵守等に違反し監督職員の文書による改善指示にも是正されなかつた場合	□ 8.工事関係者の事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭注意以上の処分がなかつた場合。 （不問） （注）もしい事故や交通事故は含まない。）	□ 本評価項目（6.法令順守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があつた」場合に適用する。 ②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するため従事する者に限定する。	□ 该当項目なし																																																																											
点数								-20点																																																																												
点								-15点																																																																												
点								-13点																																																																												
点								-10点																																																																												
点								-8点																																																																												
点								-5点																																																																												
点								-3点																																																																												
点								-3点																																																																												
<p><b>【上記で評価する場合の適応事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札する前に提出した調査資料等が、虚偽であった事実が判明した。</li> <li>・現場代理人の職務の執行が著しく不適当であり、契約書第12条に基づく措置要求を行つた。</li> <li>・承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行つた。</li> <li>・宿舎環境等の使用者等に関する労働条件に問題があり、送検等された。</li> <li>・契約図書に基づく施工上の義務を怠つたことにより、発注者に損害を与えた。</li> <li>・監督職員から文書等による改善指示を行つたが、これに従わなかつた。</li> <li>・契約の履行にあたり故意に施工を粗雑にし、出来高又は品質に関して不正な行為をした。</li> <li>・正当な理由がなく契約書第17条に基づく改善請求又は、破壊検査に従わなかつた。</li> <li>・廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>・当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。</li> <li>・建設業法に違反する事実が判明した。（ex：括下請け（上請け）、技術者の専任違反等）</li> <li>・入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</li> <li>・使用者等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>・監督又は検査の実施にあたり職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ妨害した。</li> <li>・正当な理由がなく契約を履行しなかつた。</li> <li>・施工上の理由により、契約書第46条第1号から第4号までに基づく契約の解除を行つた。</li> <li>・工期的理由により第47条第1項に基づく契約の解除を行つた。</li> <li>・破壊検査の結果、不正が見つかつた。</li> <li>・下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを、期日までに行つていない。あるいは不當に下請代金の額を減じている。あるいはそれには類する行為がある。</li> <li>・過積載等の道路交通法違反により逮捕又は送検された。</li> <li>・受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業者抵当、暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>・下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行つてある事実が判明した。</li> <li>・安全管理の処分が不適切であつたために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</li> <li>・施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行つたが、これに従わなかつた。</li> <li>・受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。（発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有するとして認めた場合）※工事請負契約書第7条の2</li> <li>・その他（</li> </ul>																																																																																				

## 主管課長・担当課長等の検査項目表

(主管課長・担当課長等)

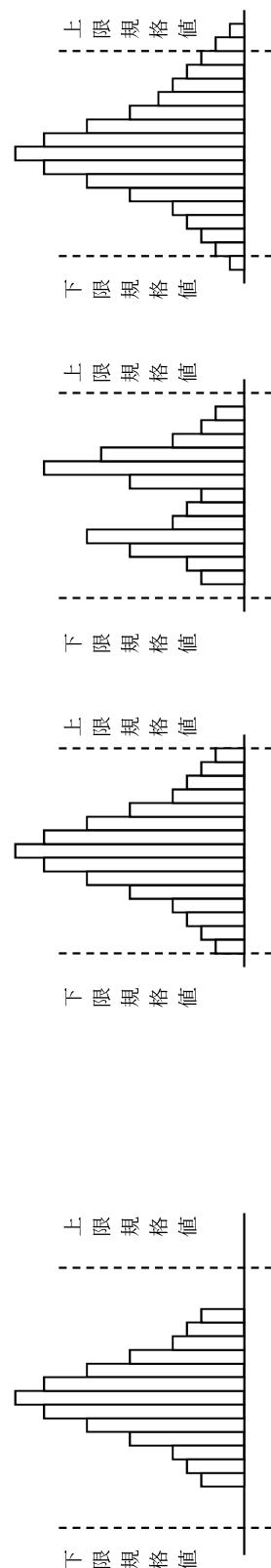
考査項目	9総合評価技術提案の不履行		
	不履行の技術提案 不履行と判断した理由：	(提案件数 件)	措置 内 容
			総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかつた場合は、9. 総合評価技術提案の不履行における、不履行の技術提案、1 提案あたり 3 点を減ずる措置を行う。

## 様式7

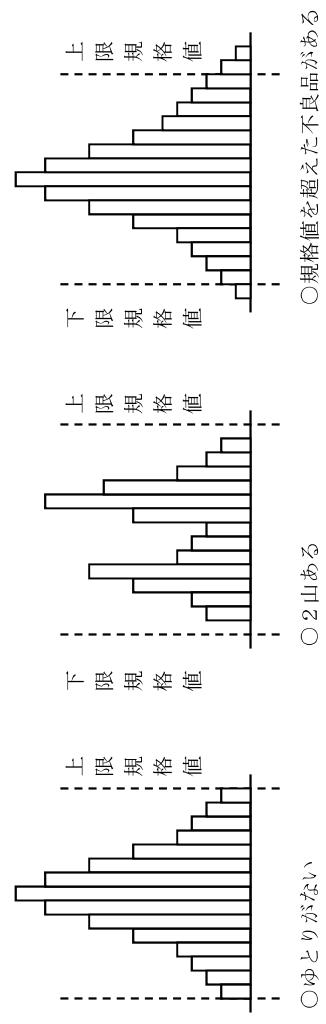
### 【「ばらつき」の考え方】

1. 「ばらつき」とは (様式4④)、様式5②～様式5⑫)
- 毎回試験で合格した材料を用いている場合でも、全量を検査しているわけではないことから、必ず良い品質が確保されているとは限らない。試験結果が、規格値の上限規格値と下限規格値の中心にバランスよく分布し、かつ、上下限規格値付近にゆとりを持っている場合には、良い品質が確保されることは限らないと判断することが出来る。

《理想的なヒストグラム》



《望ましくないヒストグラム》



- ② 以上の様に、「ばらつき」を判断するには、ある程度のサンプリング数が必要であることから、本考査においては、サンプリング数が15以上の場合において、ばらつきの判断を行うこととする。なお、ばらつきの判断が出来ないときは、下記の考え方により判断を行うものとする。

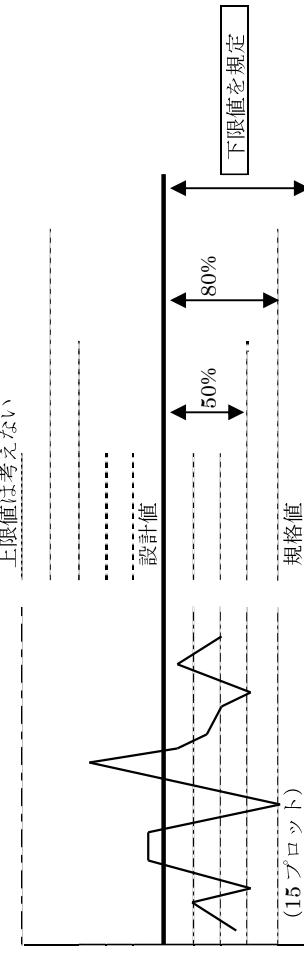
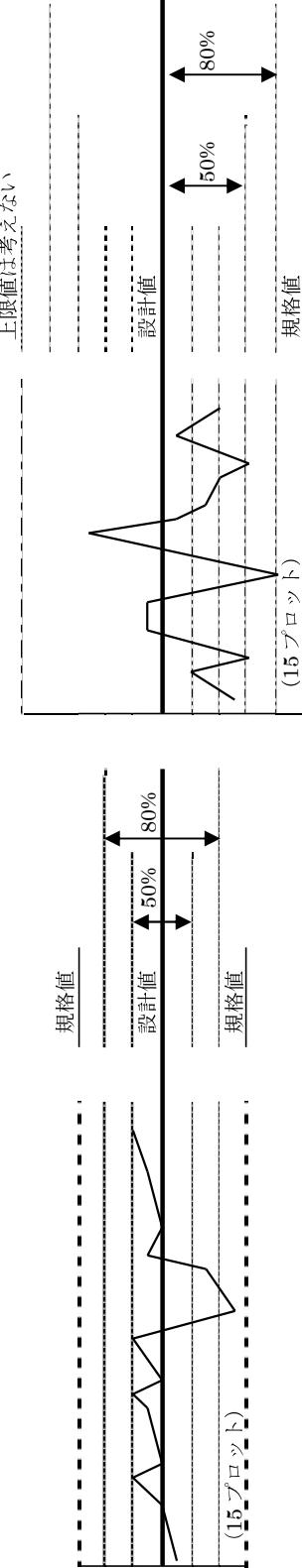
### 2. 「出来形」における「ばらつき」の判断基準 (様式4④)、様式5②～様式5⑫)

- 「ばらつきが規格値の50%程度以内」の考え方  
サンプリングの8割以上が、設計値を中心とした50%以内に収まっている場合とすると。サンプリング数が少なくて「ばらつき」の判断が出来ない場合には、サンプリング数が10未満の場合はその全てが、10以上の場合にはその9割が、設計値を中心とした50%以内に収まっている場合とする。  
「ばらつきが規格値の概ね80%程度以内」の考え方も同様とする。

なお、上限規格値のない場合には、下限規格値と設計値の間の値のみ「ばらつき」を検討するものとする。

### ② 事例(管理図の場合)

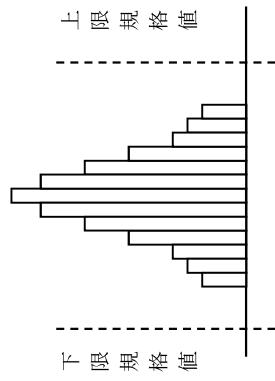
《上・下限値がある場合》



※ 上限規格値のない場合には、下限規格値と設計値の間の値のみ  
ばらつきの判断を行う。

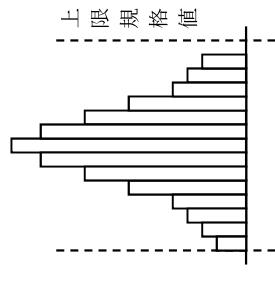
3. 「品質」における「ばらつき」の判断基準（様式4④、様式5②～様式5⑫）  
「ばらつき」についての考え方は、以下のとおりである。

《ばらつきが少ない》



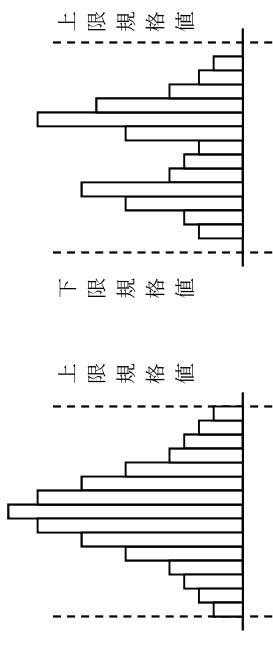
- 釣り鐘型である
- 中心が上下限規格値の中心にある
- 両側にゆとりがある

《ばらついている》

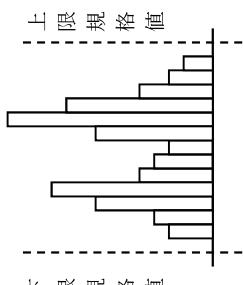


- 規格値の一方のみしかゆとりがない

《ばらつきが大きい》



- ゆとりがない
- 2山ある



## 様式8①

## 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		受注者名	
項目	評価内容	備考	
□高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	□施工規模	対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度	
	□構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事	
	□技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 各種調査等の工事	
	□自然条件等	特殊な土壤。地質の影響 湧水、地下水の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 資材運搬の制限の影響 動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無	
	□社会条件等	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策 廃棄物処理 現道上の交通規制	
	□現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化の対応	
	□その他		
□創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	□準備・後片付け		
	□施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫 自然環境への影響軽減の工夫	
	□品質関係		
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	□施工管理関係		
	□その他		
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	

1. 該当する項目に□にレマーク記入。

2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式8②

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工事名			/
項目		評価内容	
提案内容 (説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

## 工事成績評定基準

様式9

評定項目	工種	a	b	c	d
・建築工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の通りが良く、形状が適切で仕上がりが良いがaに近い。</li> <li>配管配線が整然と安全確実に施工され、配線器具、機器、盤類等の用途、配置にきめ細かく、運転工事との取扱いも良好。</li> <li>機器、配管、ダクト等の納まり及び関連工事との取扱いがバランスよく、運転工事と総合調整が十分発揮されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物構造の通り、仕上げの均一性、平坦性が悪く、機能面での配慮に欠け、全体的美観が悪い。</li> <li>配管配線が雑然としており、配線器具、機器、盤類等の配置が不備あり、関連工事との調整が不充分で、全体的美観が悪い。</li> <li>機器、配管、ダクト等の納まり及び関連工事との取扱いがバランスが対する配慮が欠けており、仕上にばかりにばらつきが特によい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の事項に該当しない。</li> </ul>		

注 1) この表にない工種については、当該工事の特性により適切な評価項目を追加して評価することができます。  
 2) 複数工種に及ぶ場合には、原則として主たる工種で評価するものとする。

## 工事成績評定表

年月日

森林管理局等(森林管理署等)

工事名										
契約金額	当初 最終									
工期	当初	年	月	日	最終	年	月	日		
完成年月日										
完成検査年月日										
既済部分検査年月日	第1回			第2回			第3回			
中間技術検査年月日	第1回			第2回			第3回			
受注者住所・氏名										
現場代理人氏名										
主任技術者氏名										
監理技術者氏名										
主管課長(担当課長等)所属・氏名										
監督職員 所属・氏名										
完成検査職員 所属・氏名										
既済部分検査職員所属・氏名										
中間技術検査職員所属・氏名										
①監督職員評定点	点									
②主管課長(担当課長等)評定点	点									
③既済部分、中間技術検査職員評定点	点									
④完成検査職員評定点	点									
⑤評定点合計	点									

注1) 既済部分、中間技術検査がなかった場合

$$\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{④} \times 0.4 = \text{評定点合計 (⑤)}$$

2) 既済部分、中間技術検査があった場合、検査職員は、評定を行い完成の際に完成検査時の評定表と金額により加重平均を行い記入する。(なお、加重平均した場合は、完成検査時の評定表に算出式を上段に( )書きとする。)

3) 一部完成の場合は、監督職員、主管課長(担当課長等)及び検査職員は、各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定表と金額により加重平均を行い記入する。(なお、一部完成の場合は、④を一部完成検査職員評定点と読み替える。また、加重平均した場合は、完成検査時の評定表に算出式を上段に( )書きとする。)

4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

5) ( )は、森林管理署等での契約の場合

## 参考

1) 既済部分検査・・・工事の完成前に請負代金の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査

2) 一部完成・・・発注者が予め設計図書において、工事の完成に先立って引き渡しを受けるべきことを指定した部分についての検査。完済部分検査(指定部分検査)ともいう。

3) 中間技術検査・・部分的完成はしたが、工事の進捗によりその完成部分が埋設等により確認が不能となる箇所についての部分完成時点での検査

別記様式第2号

工事成績一覽表

日 月 年

森林管理局等名（森林管理署署等等名）

番号  
年月日

契約の相手方  
所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

〇〇 森林管理局長等  
(〇〇 森林管理署長等)  
〇〇〇〇

## 工事成績評定通知書

貴社が受注した下記の工事について、林野庁工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、書面（様式自由）により当職に対して説明を求めるることができます。書面の受付窓口及び受付時間等は下記のとおりです。

記

- 1 工事名 〇〇〇〇工事
- 2 工期 〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 完成検査年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 評定点 〇〇点  
《4 修正評定点 〇〇点【評定点が修正された場合のみ】》

### 5 説明請求の手続き

- ① 提出期限：この通知を受けた日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に  
関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行  
政機関の休日（以下「休日」という。）は含まない。）以内
- ② 受付窓口：〇〇森林管理局（署）〇〇部〇〇課〇〇係  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
住所 〇〇県〇〇市〇〇町  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
- ③ 受付時間：休日を除く毎日 ○時から○まで（12時から13時を除く。）
- ④ 提出方法：持参又は郵送とする。
- ⑤ 問い合わせ窓口：②に同じ。
- ⑥ 回答：貴殿からの説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日  
(休日を含まない。) 以内に、書面により回答します。